

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中「危機管理・報道監」を「危機管理・報道監 総合防災統括監 国際戦略統括監」に、「消費者行政総括監」を「消費者行政総括監 がん対策総括監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。